

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(金融等業務)</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等(法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>(預貯金契約の締結等の取引)</p> <p>第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号)第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。)とする。ただし、第一号から第三十号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等(法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)との取引を除く。</p> <p>一 二十 (略)</p> <p>二十一 現金、持参人払式小切手(小切手法(昭和八年法第五十七号)第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同</p>	<p>(金融等業務)</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>(預貯金契約の締結等の取引)</p> <p>第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号)第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。)とする。ただし、第一号から第二十七号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。</p> <p>一 二十 (略)</p> <p>二十一 現金、持参人払式小切手(小切手法(昭和八年法第五十七号)第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同</p>

条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいう。以下同じ。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいう。以下同じ。）、旅行小切手又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引であつて、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で、替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるもの（持参人払式小切手及び自己宛小切手にあつては、小切手法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。）

二十二 他の金融機関等が行う為替取引（当該他の金融機関等が次号の契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しであつて、当該払戻しの金額が十万円を超えるもの

二十三 第一号に掲げる取引を行うことなく為替取引又は自己宛小切手の振出しを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

二十四～二十六 (略)

二十七 (略)

二十八、二十九 (略)

三十 保護預りの開始（第二十六号に掲げるものを除く。）

三十一 本人確認（法第三条第一項に規定する本人確認をいう。以下同じ。）を行った際に顧客等又は代表者等（同条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）が本人特定事項（同条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）を偽っていた疑いがある場合における当該顧客等又は代表者等との取引

条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいう。以下同じ。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいう。以下同じ。）、旅行小切手又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引であつて、取引の金額が二百万円を超えるもの（持参人払式小切手及び自己宛小切手にあつては、小切手法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。）

（新設）

（新設）

二十二～二十四 (略)

二十四の二 (略)

二十五、二十六 (略)

二十七 保護預りの開始（第二十四号に掲げるものを除く。）

二十八 本人確認（法第三条第一項に規定する本人確認をいう。以下同じ。）を行った際に顧客等（同項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）又は代表者等（同条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）が本人特定事項（同条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）を偽っていた疑いがある場合における当該顧客等又は代表者等との取引

三十二 (略)  
2、3 (略)

二十九 (略)  
2、3 (略)

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年一月四日から施行する。

(経過措置)

第二条 金融機関等（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下この条において「法」という。）

第二条に規定する金融機関等をいう。）が、この政令の施行前に、法第三条第一項の規定の例により同項各号に定める事項の確認を行い、かつ、当該確認に関する記録を作成してこれを保存している場合には、当該確認を法第三条第一項に規定する本人確認と、当該記録を法第四条第一項に規定する本人確認記録とそれぞれみなして、この政令による改正後の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令第三条第一項及び第二項の規定を適用する。